

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年8月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）		
根拠条項	第11条		
許可等の種類	公益法人の事業の内容等に係る変更の認定		
法令の定め	<p>（認定法）</p> <p>公益法人は、次に掲げる変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。</p> <p>①公益目的事業を行う都道府県の区域又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更</p> <p>②公益目的事業の種類又は内容の変更</p> <p>③収益事業等の内容の変更</p>		
審査基準	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）		
標準処理期間	総期間	3日・ <input type="text" value="月"/>	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（
	協議機関	2日・ <input type="text" value="月"/>	（北海道公益認定等審議会）
	処分機関	1日・ <input type="text" value="月"/>	（
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課		（電話番号：011-204-5004）
申請先	同上		（電話番号：
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ		（電話番号：
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html ）		